



わくわく だより

先日より高速道路のETC利用の割引が始まりましたね。前々からETCを取付けたいと思っていたのですが、費用がかかるしと思えばかばか踏ん切りがつかないでいました。高速道路の料金所を通るたびにETCのゲートを通ると通り過ぎる車を横目で見て羨しい思いをしていたのですが、今回の割引制度を見て迷わずETCを取付けました。早速先日高速道路を使ってお出かけしましたよ。初めてETCのゲートを通る時は、スピードの具合とかバーが上がるのはちょっとドキドキしましたが、すんばり通ることができてホッとしました。ちよみに料金所で料金を払ってる車の横を通り過ぎた時はほんのちよと優越感に浸りました。また次はどこに行こうかと思案中です。

売員 満山



住まいのお手入れ

〈シロアリ〉

4～7月は、シロアリの活動時期となります。シロアリは湿気が多く暖かい場所を好み、浴室・台所・洗面所・トイレの床下などに発生します。木口から侵入し、芯材部分だけ食べて外側は残しておくため、内側が食い尽くされて空洞になっても気が付かないということが起こります。羽蟻を見つけたらシロアリの被害を受けている恐れがありますので、その場合は専門の業者にご相談下さい。

ひとくちメモ

〈小麦粉〉

塩や砂糖やパン粉などは、ポリ袋に入っていることが多いですが、小麦粉だけは何か紙袋に入っています。というのも、小麦粉は絶えず呼吸しているので通気性の良い紙袋に入れて、空気と接触させてあげると美味しさを長持ちさせるのです。ですから、ポリ袋や密封容器に入れ替えて保存するのは、あまり感心しない方法です。知らず知らずのうちに、小麦粉をまずくしているようなものですし、カビが生えてきたりもしますから用心して下さい。

ひとくちメモ

〈経済産業省より〉



株式会社 いわき土地建物

「長期使用製品安全点検制度」が始まりました

平成21年4月1日から「長期使用製品安全点検制度」がスタートしました。「長期使用製品安全点検制度」とは、製品が古くなると部品等が経年劣化し、火災や死亡事故などを起こすおそれがあります。そこで、その製品(特定保守製品)を安全に使い続けるために、メーカーに所有者登録をすることで、適切な時期に点検時期をお知らせし、点検を促すことで事故を防止するための制度です。

対象となる特定保守製品とは重大な事故のおそれがある次の9品目です。

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1. 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用) | 2. 屋内式ガス瞬間湯沸器(70ℓパンガス用) |
| 3. 屋内式ガスバーナー付風呂釜(都市ガス用) | 4. 屋内式ガスバーナー付風呂釜(70ℓパンガス用) |
| 5. 石油給湯機 | 6. 石油風呂釜 |
| 7. FF式石油温風暖房機 | 8. ビルトイン式食器洗機 |
| 9. 浴室用電気乾燥機 | |

製品を購入した消費者には、製品を購入する際にメーカーや輸入業者にユーザー登録を行う責務があります。また、点検時期が来て製品の使用を継続する場合、必ず点検を受ける責務があります。ユーザー登録と点検の責務を果たさずに重大事故を招いた場合は、所有者がその責任を問われる場合もあります。事故が起きると、周りの人にも迷惑がかかります。製品の所有者は、点検を受けるなどの保守に努め、製品を使う人・周りの人の安全にも配慮しなければなりません。また、点検費用は所有者として製品を保守管理する観点から行うものですので、点検費用は所有者の負担となります。

ちなみに、平成21年4月1日以降に製造・輸入された特定保守製品には、法定点検期間が明記されておりますが、それ以前に製造・輸入された製品については、点検通知は行いません。但し、同様に点検することが可能ですので、メーカー等にお問合せ下さい。

また、次の5品目の家電製品には平成21年4月1日から「長期使用製品安全表示制度」が始まりました。点検制度と違って製品の法定点検は行いませんが、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起の表示が、メーカー等に義務化されました。

- | | | |
|---------|-------------|------------------|
| 1. 扇風機 | 2. 換気扇 | 3. 洗濯機(洗濯乾燥機を除く) |
| 4. エアコン | 5. ブラウン管テレビ | |

これらの家電製品を長い間使用していると、熱・湿気・ホコリなどの影響で内部の部品が劣化して、発煙や発火の恐れがありますので、異常な症状を感じたら、電源を切りコンセントから電源プラグを抜いて、メーカーや販売店にご相談下さい。



無料進呈中

知らないで損をする!

『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

～不動産取引って、分からない事が多すぎませんか?～

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。

引越越し 住宅ローン
税金
自己資金 資金計画



ニャンとなく お家探しはサービス1番の当社へ
TEL 0246 (27) 0331